

# 育児休業中の掛金免除について

令和4年9月まで

## <例月・期末勤勉共通>

月末時点で育児休業中の場合、その月分の掛金は免除される。

【例1】 以下の場合における、6月給与分の掛金について

育児休業期間	徴収・免除	説明
5月2日～6月30日	免除	月末時点で育児休業中のため
5月2日～6月29日	徴収	月末時点で育児休業を終了しているため
6月20日～6月30日	免除	月末時点で育児休業中のため
6月20日～6月29日	徴収	月末時点で育児休業を終了しているため
6月10日～6月29日	徴収	月末時点で育児休業を終了しているため

【例2】 以下の場合における、6月期末勤勉手当分の掛金について

育児休業期間	徴収・免除	説明
5月1日～6月15日	徴収	月末時点で育児休業を終了しているため
6月2日～7月1日	免除	月末時点で育児休業中のため
6月2日～7月2日	免除	月末時点で育児休業中のため
6月1日～6月30日	免除	月末時点で育児休業中のため



令和4年10月から

## <例月>

下記1、2のいずれかに該当した場合に、その月分の掛金が免除される。

- 1 月末時点で育児休業中の場合
- 2 育児休業開始日の属する月の末日前に育児休業を終了する場合で、育児休業の期間が2週間以上ある場合

【例】 以下の場合における、6月給与分の掛金について

育児休業期間	徴収・免除	説明
5月2日～6月30日	免除	上記1に該当するため
5月2日～6月29日	徴収	上記1、2いずれにも該当しないため
6月20日～6月30日	免除	上記1に該当するため
6月20日～6月29日	徴収	上記1、2いずれにも該当しないため
<b>6月10日～6月29日</b>	<b>免除</b>	<b>上記2に該当するため</b>

## <期末勤勉>

下記1、2のいずれにも該当した場合に、その月に支給された期末勤勉手当の掛金が免除される。

- 1 期末勤勉手当支給月の末日時点で育児休業中の場合
- 2 期末勤勉手当支給月末日時点で取得している育児休業の期間が、1か月を超える場合。

【例】 以下の場合における、6月期末勤勉手当分の掛金について

育児休業期間	徴収・免除	説明
5月1日～6月15日	徴収	上記1を満たしていないため
<b>6月2日～7月1日</b>	<b>徴収</b>	<b>上記2を満たしていないため</b>
6月2日～7月2日	免除	上記1、2いずれも満たしているため
<b>6月1日～6月30日</b>	<b>徴収</b>	<b>上記2を満たしていないため</b>